

第77期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月27日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時15分）

開催場所

東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1
株式会社共和電業 本社会議室
（後掲の会場ご案内図をご参照ください。）

CONTENTS

経営理念	1
第77期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名 選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
事業報告	23
連結計算書類	44
計算書類	61
監査報告書	74

株式会社共和電業

証券コード 6853

経営理念

社是

大会社たらんよりは、最良の会社たらん

信条

謙虚・誠実・努力

経営
ビジョン

計測を通じ、お客様と共に社会と人の安全を実現し、
安心な未来をつくる

共和電業グループは、計測を通じてお客様と共に社会と人の安全
を実現し、安心して持続可能な未来づくりに貢献していきます。

株 主 各 位

証券コード 6853
2024年3月11日
(電子提供措置の開始日 2024年3月5日)

東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1

株式会社 **共和電業**

代表取締役社長 田 中 義 一

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第77期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kyowa-ei.com/ir/library/general-meeting>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができ
ますので、お手数ですが電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年3
月26日（火曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 開 催 の 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時
2. 開 催 の 場 所 東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1
株式会社共和電業 本社会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項** (1) 第77期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第77期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には掲載しておりません。
- (1)連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
(2)計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



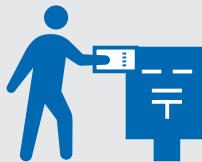
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年3月27日（水曜日）
午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

▶ 郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時10分到着分まで

▶ インターネット



次ページの案内に従って、賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時10分到着分まで



議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使回数 0000000000000

株式会社 共和 専業 御中
 当社は、2024年3月27日開催の第77期定時株主総会（補選会または総会を含む）における各議案につき、右記（賛否を〇印で表す）のとおりに議決権を行使します。

2024年 3月 日

議案	賛	否	賛成の表示をされたものとして取り扱われます。
議案第1号	○	○	○
議案第2号	○	○	○
議案第3号	○	○	○
議案第4号	○	○	○

各議案につき賛否の表示をされた場合は、賛成の表示がなかったものとして取り扱われます。

株式会社 共和 専業

〒101-2600 東京都千代田区千代田1-10-12

10126000000000100120 K1T-00000001#

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

株式会社 共和 専業

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 否認する場合：「否」の欄に○印

第3・4号議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対する場合：「否」の欄に○印

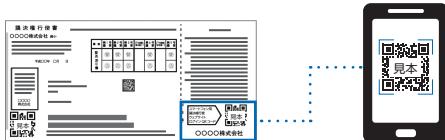
※ 一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

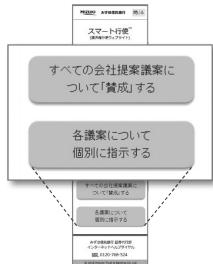
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
※ QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

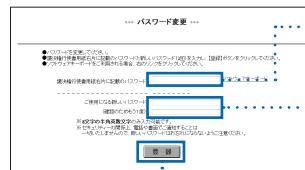
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



初期「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎0120-768-524

(受付時間 年末年始除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、事業基盤強化および将来の事業展開に備えるための内部留保充実を図ると共に、株主の皆さまへの安定的かつ業績を反映した適正な利益還元を行うことを基本方針として以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円50銭といたしたいと存じます。

なお、配当総額は、448,751,589円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月28日といたします。

2. その他剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えるための内部留保充実を図るために以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	300,000,000円
-------	--------------

② 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	300,000,000円
---------	--------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

定款一部変更する理由は次のとおりです。

(1) 中間配当制度の導入

当社は、株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、中間配当ができる旨を定めるものであります。また、これに伴い中間配当金の除斥期間の規定を設けるものであります。

(2) 取締役の員数変更

当社は、適正な取締役会の運営を図るために、監査等委員である取締役を除く取締役および監査等委員である取締役の員数それぞれについて、個々に上限を設けるものであります。

(3) その他

上記変更のほか、当社における手続き等の明確化、会社法との整合性の確保、条項の整理を目的とする変更、条数および表現の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。(条文番号について、「②→2.」、「1→(1)」の表記に変更を行っておりますが、形式的な変更であるため、以下2. 変更の内容において、当該変更の記載は省略いたします。)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款変更の効力は、本総会
 終結の時をもってその効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 [条文省略]	第1条～第5条 [現行どおり]
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 [条文省略]	第6条 [現行どおり]
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u>	第7条 当社は、 <u>取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
第8条～第12条 [条文省略]	第8条～第12条 [現行どおり]
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
(招集)	(招集)
第13条 当社の定時株主総会は、毎年1月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。	第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。
第14条～第15条 [条文省略]	第14条～第15条 [現行どおり]

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>③ <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以上とする。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第19条 [条文省略]</p> <p>(代表取締役、役付取締役および執行役員等)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</p> <p>④ 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</p> <p>第21条～第27条 [条文省略]</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第28条～第30条 [条文省略]</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条 [現行どおり]</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)から取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>第22条～第28条 [現行どおり]</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条～第31条 [現行どおり]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新 設]</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条 [条文省略]</p> <p>(報酬等) 第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第34条 [条文省略]</p> <p>(剰余金の配当) 第35条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p>	<p>第6章 執 行 役 員 (執行役員) 第32条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。 2. 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第33条～第34条 [現行どおり]</p> <p>(報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第36条 [現行どおり]</p> <p>(期末配当金) 第37条 当社は、株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="390 243 503 269">[新 設]</p> <p data-bbox="158 458 745 560">(剰余金の配当の除斥期間等) 第36条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p data-bbox="219 591 641 616">② 未払配当金には、利息をつけない。</p> <p data-bbox="158 671 314 722">附則 第1条～第2条</p> <p data-bbox="390 724 503 749">[条文省略]</p>	<p data-bbox="780 243 919 269">(中間配当金)</p> <p data-bbox="765 270 1350 429">第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p data-bbox="780 458 1085 483">(剰余金の配当の除斥期間等)</p> <p data-bbox="765 485 1350 644">第39条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p> <p data-bbox="765 671 919 722">附則 第1条～第2条</p> <p data-bbox="981 724 1120 749">[現行どおり]</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）田中義一、斎藤美雄、庄野誠一、坂野浩義、西川清彦、高野二三夫、百瀬崇子の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、各候補者に関する当事業年度における職務執行状況ならびに業績等を踏まえ、当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位および担当	第77期 取締役会 出席状況
1	再任	たなか ぎいち 田中 義一	代表取締役社長執行役員	100% (14/14回)
2	再任	しょうの せいいち 庄野 誠一	取締役常務執行役員 (営業・技術部門統括)	100% (14/14回)
3	再任	さかの ひろよし 坂野 浩義	取締役上席執行役員 技術本部長	92.9% (13/14回)
4	再任	にしかわ きよひこ 西川 清彦	取締役上席執行役員 品質・製品本部長	100% (14/14回)
5	再任	たかの ふみお 高野 二三夫	取締役上席執行役員 経営戦略室長	100% (14/14回)
6	新任	しもずみ こうへい 下住 晃平	執行役員 経営管理本部長	—
7	新任 社外 独立	わじま かつり 輪島 勝紀	—	—

候補者
番号

1

た な か ぎ い ち
田中 義一

再任

- 生年月日
1957年3月27日生
- 取締役在任年数
13年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（14/14回）
- 所有する当社の株式数
94,000株

略歴、当社における地位および担当

1980年4月 当社入社
 2005年1月 当社総務本部人事部長
 2007年1月 当社経営管理本部副本部長
 2011年3月 当社取締役経営管理本部長
 2015年3月 当社常務取締役経営管理本部長
 2016年3月 当社常務取締役執行役員
 2017年3月 当社専務取締役執行役員
 2019年3月 当社代表取締役社長執行役員(現任)

重要な兼職の状況

株式会社山形共和電業 取締役会長

取締役候補者とした理由

田中義一氏は2017年より当社専務取締役を務め、2019年より当社代表取締役社長として当社グループの経営に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

2

しょう の せい い ち
庄野 誠一

再任

- 生年月日
1960年2月17日生
- 取締役在任年数
10年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（14/14回）
- 所有する当社の株式数
34,700株

略歴、当社における地位および担当

1982年4月 当社入社
 2005年1月 当社営業本部西日本営業部長
 2009年1月 当社営業本部副本部長
 2010年8月 当社営業本部副本部長兼海外部長
 2014年3月 当社取締役東日本営業本部長
 2016年1月 当社取締役営業本部長
 2016年3月 当社取締役執行役員営業本部長
 2020年3月 当社常務取締役執行役員営業統括兼海外営業本部長
 2022年1月 当社常務取締役執行役員(営業・技術部門統括)兼海外営業本部長
 2022年3月 当社取締役常務執行役員(営業・技術部門統括)兼海外営業本部長
 2023年1月 当社取締役常務執行役員(営業・技術部門統括)(現任)

重要な兼職の状況株式会社ニューテック 代表取締役社長
共和電業（上海）貿易有限公司 董事長**取締役候補者とした理由**

庄野誠一氏は当社において国内および海外の営業部門責任者を歴任し、幅広い知見を有しており、現在は取締役常務執行役員(営業・技術部門統括)として当社グループの経営に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3

さかの ひろよし
坂野 浩義

再任

- 生年月日
1963年11月22日生
- 取締役在任年数
3年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
92.9%（13/14回）
- 所有する当社の株式数
25,055株

略歴、当社における地位および担当

1986年4月 当社入社
 2013年7月 当社海外統括本部海外販売戦略室長
 2016年1月 当社海外統括本部副本部長
 2017年1月 当社技術本部副本部長
 2019年4月 当社執行役員技術本部副本部長
 2020年1月 当社執行役員経営戦略室長
 2021年3月 当社取締役執行役員経営戦略室長
 2022年3月 当社取締役上席執行役員経営戦略室長
 2024年1月 当社取締役上席執行役員技術本部長(現任)

取締役候補者とした理由

坂野浩義氏は当社海外統括部門、技術部門、経営戦略部門の責任者を歴任し、幅広い知見を有しており、現在は取締役技術本部長として当社グループの経営に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

にし かわ きよ ひこ
西川 清彦

再任

- 生年月日
1964年2月23日生
- 取締役在任年数
3年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（14/14回）
- 所有する当社の株式数
28,255株

略歴、当社における地位および担当

1986年4月 当社入社
 2015年1月 当社技術本部車両重量機器開発プロジェクトチーム部長
 2017年1月 当社生産本部副本部長兼生産技術部長
 2019年1月 当社品質管理本部副本部長
 2019年4月 当社執行役員品質管理本部長
 2021年1月 当社執行役員技術本部長
 2021年3月 当社取締役執行役員技術本部長
 2022年3月 当社取締役上席執行役員技術本部長
 2024年1月 当社取締役上席執行役員品質・製品本部長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社山形共和電業 代表取締役社長
 株式会社甲府共和電業 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

西川清彦氏は当社技術部門、生産部門、品質管理部門の責任者を歴任し、幅広い知見を有しており、現在は取締役品質・製品本部長として当社グループの経営に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

たかの ふみお
高野 二三夫

新任

- 生年月日
1961年2月1日生
- 取締役在任年数
2年（本株主総会最終時）
- 取締役会への出席状況
100%（14/14回）
- 所有する当社の株式数
27,455株

略歴、当社における地位および担当

1983年4月 当社入社
 2009年1月 当社経営管理本部経理部長
 2011年1月 当社経営管理本部副本部長兼経理部長
 2015年1月 当社経営管理本部副本部長兼経理部長兼人事・総務部長
 2017年4月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長
 2018年1月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼企画・経理部長
 2022年1月 当社執行役員経営管理本部長兼財務経理部長
 2022年3月 当社取締役上席執行役員経営管理本部長兼財務経理部長
 2024年1月 当社取締役上席執行役員経営戦略室長（現任）

取締役候補者とした理由

高野二三夫氏は当社経営管理本部の責任者を歴任し、幅広い知見を有しており、現在は取締役経営戦略室長として当社グループの経営に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

しもずみ こうへい
下住 晃平

新任

- 生年月日
1971年6月15日生
- 所有する当社の株式数
11,488株

略歴、当社における地位および担当

1995年4月 当社入社
 2017年1月 当社技術本部自動車機器部長
 2019年1月 当社品質管理本部生産技術部長
 2021年1月 当社品質・製品本部副本部長
 2022年1月 当社技術本部副本部長
 2023年4月 当社執行役員技術本部副本部長
 2024年1月 当社執行役員経営管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

下住晃平氏は当社技術部門、生産部門、品質管理部門の責任者を歴任し、幅広い知見を有しており、現在は執行役員経営管理本部長として当社グループの経営に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7

わ じ ま か つ の り
輪 島 勝 紀

新任 社外 独立

■ 生年月日

1956年7月17日生

■ 所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位および担当

1980年4月 ㈱日立製作所入社
 1998年5月 日立オートモティブプロダクツ(アメリカ) INC.
 2005年1月 ㈱日立製作所グループ資材本部直接調達部長
 2009年7月 日立オートモティブシステムズ㈱調達本部長
 2011年4月 同社取締役グローバル調達本部長
 2016年4月 日立オートモティブシステムズメジャメント㈱ 代表取締役社長
 2021年6月 トキコシステムソリューションズ㈱ 代表取締役社長
 2023年7月 ㈱メイコー アドバイザー (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

輪島勝紀氏は自動車分野や計測事業に携わる企業において要職を歴任し、幅広い知見を有しており、当社グループの経営に有益な助言をいただくと共に、独立した立場から当社の経営を監督していただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任および当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 3. 輪島勝紀氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当社は輪島勝紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 輪島勝紀氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役澤田佳伸、綾部収治、玉井亨の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

さいとう よしお
齋藤 美雄

新任

- 生年月日
1959年3月27日生
- 取締役在任年数
11年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（14/14回）
- 所有する当社の株式数
42,533株

略歴、当社における地位および担当

- 1981年4月 当社入社
- 2007年1月 当社内部監査室長
- 2008年3月 当社常勤監査役
- 2013年1月 当社理事
海外統括本部長
- 2013年3月 当社取締役海外統括本部長
- 2016年3月 当社取締役執行役員海外統括本部長
- 2019年3月 当社常務取締役執行役員海外統括本部長
- 2020年3月 当社常務取締役執行役員経営管理本部長
- 2022年1月 当社常務取締役執行役員(経営管理・生産・品質部門・関連会社統括)
- 2022年3月 当社取締役専務執行役員(経営管理・生産・品質部門・関連会社統括)(現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

齋藤美雄氏は当社内部統制部門、監査役、海外統括部門、経営管理部門を歴任し、現在は取締役専務執行役員として当社グループの経営に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

あやべ しゅうじ
綾部 収治

再任 社外 独立

■ 生年月日

1956年3月15日生

■ 取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況

100%（14/14回）

■ 監査等委員会への出席状況

100%（16/16回）

■ 所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位および担当

- 1979年4月 株式会社富士銀行入行
- 2009年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員
- 2011年3月 昭栄株式会社取締役専務執行役
- 2012年6月 芙蓉総合リース株式会社専務執行役員
- 2015年6月 みずほファクター株式会社代表取締役社長
- 2019年6月 上野製薬株式会社取締役
東京高速道路株式会社社外取締役(現任)
東邦化学工業株式会社社外取締役(現任)
- 2022年3月 当社監査等委員である取締役(現任)

重要な兼職の状況

- 東京高速道路株式会社社外取締役
- 東邦化学工業株式会社社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

綾部収治氏は長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、またこれまで他の会社の取締役を歴任され、企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当社の取締役会における意思決定の透明性確保ならびに取締役会の監督機能の強化を図る上で適任と判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

ももせ たかこ
百瀬 崇子

新任 社外 独立

■ 生年月日

1977年2月13日生

■ 取締役在任年数

2年（本株主総会最終時）

■ 取締役会への出席状況

100%（14/14回）

■ 所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位および担当

2011年12月 弁護士登録

2014年12月 高橋法律事務所入所

2022年3月 当社取締役(現任)

2022年6月 矢吹法律事務所入所(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

百瀬崇子氏は弁護士として専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の取締役会における意思決定の透明性確保、取締役会の監督機能の強化および更なるコンプライアンス体制の強化を図る上で適任と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といえました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 綾部収治氏および百瀬崇子氏の2名は社外取締役候補者であります。
3. 当社は綾部収治氏および百瀬崇子氏の2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任および当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 斎藤美雄氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 綾部収治氏および百瀬崇子氏が選任された場合、当社は各氏との間で会社法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を継続する予定であります。

以上

ご参考 当社の取締役会の構成（スキル・マトリックス）

当社は、取締役の選任につきまして、個々の取締役の能力、見識および経験等に基づき、取締役会全体としての多様性とバランスを確保し、当社の企業価値向上に資する適切な人財を配置することを基本的な方針としております。

上記を踏まえ、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に資する人選を行い、取締役会を構成しております。なお、以下の取締役会の構成は本総会における取締役選任議案がすべて原案どおり承認可決された場合を前提に作成しております。

氏名		企業経営・組織運営	研究開発・生産	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスク管理	グローバル
田中 義一		○		○	○	○	
庄野 誠一		○		○			○
坂野 浩義		○	○			○	○
西川 清彦		○	○			○	
高野二三夫		○			○	○	
下住 晃平		○	○				○
輪島 勝紀	社外	○		○		○	○
斎藤 美雄	監査等委員	○			○	○	○
綾部 収治	監査等委員 社外	○		○	○	○	
柿崎 正樹	監査等委員 社外	○		○	○	○	
百瀬 崇子	監査等委員 社外					○	

(注) 上記スキル・マトリックスは、各取締役候補者が有する専門性と経験をもとに4項目を上限に記載しております。

2. スキル・マトリックスにおける各項目の選定理由は下記のとおりであります。

スキル項目	スキル項目の選定理由
企業経営・組織運営	事業環境の変化に応じた中長期的に持続可能な成長戦略の策定・実行のためには、企業経営全般もしくは組織運営に関する知識や経験が必要なため。
研究開発・生産	持続的な発展に向けた技術力・開発力の更なる強化や、品質の高い製品の安定的な生産・供給を実現するためには、技術・開発・生産に関する知識や経験が必要なため。
営業・マーケティング	持続的な成長に向けた事業の拡大によって収益基盤を強化するためには、営業・マーケティングに関する知識や経験が必要なため。
財務・会計	財務報告の正確性の確保、また、強固な財務基盤を構築し、持続的な企業価値向上に向けた財務戦略を策定するためには、財務・会計分野における知識や経験が必要なため。
法務・リスク管理	持続的な企業価値向上の基盤として、取締役会における経営監督の実効性向上を図るためには、法務・リスク管理に関する知識や経験が必要なため。
グローバル	海外における成長戦略の策定や、海外子会社の経営監督の実効性を確保するためには、海外事業や海外における組織運営経験が必要なため。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの経済・社会活動の正常化が進み、緩やかな回復局面が見られるものの、ウクライナ情勢の長期化等による世界的な原材料価格の高騰、中国の景気減速傾向、長期化した円安基調等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社ユーザーにおきましても、設備投資意欲に底堅さが見られるものの、一部において投資の繰り延べの動きが見られる等、企業により景況感はまだら模様となっております。

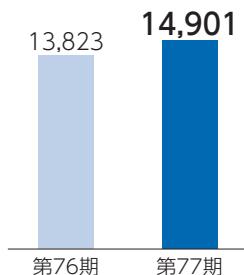
このような事業環境の中、当社は新中期経営計画の2年目として、全社員の意識改革とお客様視点に立ったものづくりの原点に立ち返り、各種重点取組施策の確実な実行による新たな成長に向けた土台づくりを推進しております。また、コーポレートガバナンス強化の一環として、株主との一層の価値共有を目的として、取締役報酬に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

当連結会計年度における受注高は、計測機器セグメントでは、高速道路向け設置型車両重量計や高速鉄道向け台車温度検知装置等が需要一巡により減少しましたが、自動車衝突試験システムをはじめとしたシステム関連製品の増加、およびコンサルティングセグメントにおける各種計測業務が堅調に推移し14,707百万円と前年同期より微増となりました。

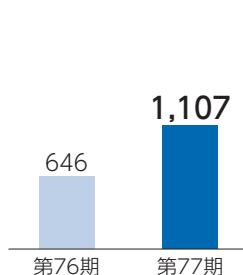
また、売上高は納入遅延となっていた一部電子部品について確保が進んだことに伴う測定器類の受注残解消、自動車関連分野をはじめとする各種試験・実験に関するシステム製品および米国販売子会社の売上げが寄与し、14,901百万円(前期比7.8%増)となりました。

利益につきましては、売上高の増収および原価率の低減により、営業利益は1,107百万円(前期比71.4%増)、経常利益は1,169百万円(前期比55.1%増)となりました。また、投資有価証券売却益を特別利益として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は898百万円(前期比55.9%増)となりました。

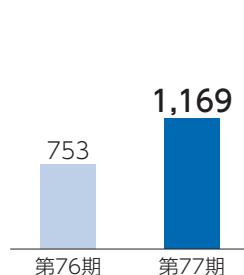
■ 売上高 (百万円)



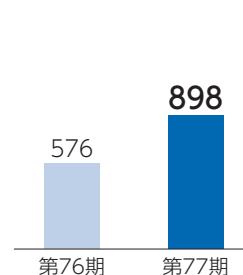
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



セグメント別の状況は、次のとおりであります。

期 別 セグメント の 名 称	前連結会計年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月 31日		当連結会計年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年 12月 31日		前 年 度 比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
	千円	%	千円	%	千円	%
計 測 機 器	12,646,437	91.5	13,627,818	91.5	981,381	7.8
コンサルティング	1,176,856	8.5	1,273,312	8.5	96,456	8.2
合 計	13,823,294	100.0	14,901,130	100.0	1,077,836	7.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

計測機器セグメント

計測機器セグメントは、受注において自動車EV化に向けた開発が急がれる中、自動車衝突試験システムをはじめとしたシステム関連製品の需要が拡大しましたが、汎用品におけるセンサ関連機器が特定ユーザー向けの大口案件で減少があり、受注高は13,345百万円（前期比1.2%減）となりました。

売上につきましては、汎用品が入手遅延となっていました一部電子部品の納期改善に伴い測定器関連の生産高が上昇したことや、ポータブル型車両重量計をはじめとした装置計器類が増加しました。

特注品関連機器(特定顧客向け製品)では、高速道路向け設置型車両重量計の大型案件の竣工や、システム製品関連機器における自動車試験をはじめとした各種試験・実験に関する大型案件が増加しました。

また、保守・修理部門も堅調に推移したことから、計測機器セグメントの売上高は13,627百万円（前期比7.8%増）となりました。

この結果、セグメント利益（売上総利益）は5,134百万円（前期比12.2%増）となりました。

コンサルティングセグメント

コンサルティングセグメントは、ダムの健全性確保に伴う需要継続等により各種計測業務が堅調に推移し、受注高は1,362百万円（前期比13.5%増）、売上高は1,273百万円（前期比8.2%増）となりました。また、セグメント利益（売上総利益）は538百万円（前期比20.6%増）となりました。

なお、海外売上高につきましては、北米地域およびタイが好調で、売上高は2,098百万円（前期比5.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は506百万円であり、生産設備の更新を中心とした機械装置等および新しいウェブサイトの構築によるものであります。

③ 資金調達の状況

特記事項はございません。

④ 対処すべき課題

コロナ禍による事業活動の変化やサステナビリティに対する社会の関心の高まり等により産業構造が変化しています。

当社グループは、このような事業環境の変化に適応するため、2022年を初年度とする新中期経営計画をスタートいたしました。「計測を通じ、お客様と共に社会と人の安全を実現し、安心な未来をつくる」の経営ビジョンのもと、新中期経営計画に基づく次の重点施策の確実な実行により持続的な成長と企業価値向上につなげてまいります。

「組織基盤の強化」

開発体制では、組織毎に行っていた開発業務を、顧客視点で一体感をもって協働できるよう組織を統合し、新開発業務のスピードアップと人材の育成、技術・技能の伝承に取り組むと共に、既知と新知を融合させることで、成長に向けた新製品の探索に取り組んでまいります。

生産体制では、品質保証部に新設した信頼性管理課を中心に、社内検査体制等の見直しにより、工程内で早期に不適合製品を発見できるしくみの構築に取り組み、作業のやり直し等、生産性を損ね収益の悪化につながる部分の改善を進めてまいります。

「顧客ニーズに適応した営業力の強化」

デジタル技術を活用した「攻め」の販促マーケティング力を強化し、多様化する顧客の要望にスピーディに対応できる営業力を備え、顧客数や汎用品販売高の回復を図ってまいります。ポストコロナ時代における営業スタイルの構築に向け、どこに・何を・どう販売(PR)していくかといった販売戦略の立案、新たな用途開発の推進、成長に向けて欠かすことができない汎用品拡販につながるECサイトの活用等に積極的に取り組むことで、営業員に対するサポート体制を強化してまいります。

「既存事業の拡大」

SDGs(持続可能な開発目標)への取り組みが求められる中、治水・発電用のダム管理や道路保全といったインフラの維持管理や、洋上風力発電等の再生可能エネルギーの普及は重要な課題となっております。当社の強みであるコンサルティングやフィールドエンジニアリングの強化により、魅力あるサービスをお客様に提供していくと共に、製品販売の拡大による既存事業の着実な向上を図るべく、技術者の育成・確保に取り組んでまいります。

「ESG経営への取り組み」

気候変動リスク対策や温室効果ガス削減に寄与するため、CSR推進室が中心となり、持続可能な未来づくりの実現に向けたサステナビリティ基本方針の策定と推進体制の構築を図ってまいります。また、太陽光発電設備の導入や社内意識の向上等で環境や社会に貢献すると共に、人材多様性の確保およびガバナンスの強化により社会的要請にこたえるべく、サステナビリティ活動に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 74 期 2020年度	第 75 期 2021年度	第 76 期 2022年度	第 77 期 2023年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	13,846	14,503	13,823	14,901
経 常 利 益 (百万円)	883	974	753	1,169
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	566	694	576	898
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	20.51	25.14	20.89	32.91
総 資 産 (百万円)	23,530	24,041	24,207	24,655
純 資 産 (百万円)	16,469	17,091	17,053	17,658

(注) 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第76期の期首から適用しており、第76期以降に係る各数値につきましては、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 百万円	当社の議決権比率			主要な事業内容
		直接	間接	合計	
株 式 会 社 山 形 共 和 電 業	100	100	—	100	電気機器、測定器の製造販売
株 式 会 社 甲 府 共 和 電 業	20	100	—	100	電気機器、測定器の製造販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

② 企業結合の経過およびその成果 該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

電気機器、測定器等の製造販売ならびに輸出入、諸計測のコンサルタント業務

(5) 主要な営業所および工場

① 当 社

本 社 ・ 工 場	東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1
山 形 工 場	山形県東根市大字東根甲7057番地24
営 業 所	東京(千代田区)、大阪、名古屋、福岡、広島 札幌、筑波、明石、厚木、北関東(熊谷市) 豊田、宇都宮、東北(仙台市)

② 子会社

株式会社 山形共和電業	山形県東根市
株式会社 甲府共和電業	山梨県甲府市
株式会社 共和計測	東京都調布市
株式会社 ニューテック	兵庫県播磨町
株式会社 共和サービスセンター	東京都調布市
タマヤ計測システム 株式会社	東京都品川区
共和電業(上海)貿易有限公司	中国(上海)
KYOWA AMERICAS INC.	アメリカ(ミシガン州ノバイ)
KYOWA DENGYO (THAILAND) CO., LTD.	タイ(バンコク)

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称				従業員数 (名)
計	測	機	器	494
コ	ン	サ	ル ティ ン グ	51
全	社 (共 通)			241
合 計				786

- (注) 1. 従業員数には取締役、執行役員、理事、嘱託および臨時従業員を除いております。
2. 全社 (共通) には、管理部門および営業部門を含めております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男 性	385	-4	40.7	16.1
女 性	80	-1	41.9	18.1
合計または平均	465	-5	40.9	16.5

- (注) 従業員数には取締役、執行役員、理事、嘱託および臨時従業員を除いております。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
	百万円
株式会社 みずほ銀行	400
株式会社 三菱UFJ銀行	250
株式会社 山形銀行	227
株式会社 山梨中央銀行	200
みずほ信託銀行 株式会社	100
株式会社 りそな銀行	50

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 99,570,000株
 ② 発行済株式総数 27,775,900株
 (自己株式578,834株を含む)
 (注)2023年2月15日に実施した自己株式の消却により発行済株式の総数が減少しております。
- ③ 株主数 5,810名
 ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
アジア電子工業株式会社	1,893	6.96
共和電業従業員持株会	1,726	6.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,570	5.77
共和協栄会	1,461	5.37
光通信株式会社	1,351	4.96
株式会社チノー	936	3.44
株式会社ニッカトー	841	3.09
株式会社みずほ銀行	660	2.42
富国生命保険相互会社	650	2.38
株式会社三菱UFJ銀行	550	2.02

(注) 持株比率は、自己株式(578千株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	47,398株	6名

- ⑥ その他株式に関する事項
 該当事項はありません。

(2) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 義 一		
取 締 役	斎 藤 美 雄	経営管理・生産・品質部門・ 関連会社統括	株式会社山形共和電業代表取締役社長 共和電業（上海）貿易有限公司董事長 KYOWA AMERICAS INC. 取締役社長 KYOWA DENGYO (THAILAND) CO.,LTD.取締役社長
取 締 役	庄 野 誠 一	営業・技術部門統括	株式会社ニューテック代表取締役社長 共和電業（上海）貿易有限公司総経理
取 締 役	坂 野 浩 義	経営戦略室長	タマヤ計測システム株式会社代表取締役社長
取 締 役	西 川 清 彦	技術本部長	
取 締 役	高 野 二三夫	経営管理本部長 兼財務経理部長	
取 締 役	百 瀬 崇 子		矢吹法律事務所弁護士
取締役（常勤監査等委員）	澤 田 佳 伸		
取締役（監査等委員）	綾 部 収 治		東京高速道路株式会社社外取締役 東邦化学工業株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	玉 井 亨		
取締役（監査等委員）	柿 崎 正 樹		山銀リース株式会社代表取締役社長

(注) 1. 当期中の取締役の異動

上記取締役(監査等委員を除く)は、いずれも2023年3月29日開催の第76期定時株主総会において選任され就任いたしました。なお、監査等委員である取締役柿崎正樹氏は、同総会において新たに選任され就任いたしました。また、同総会終結の時をもって、取締役国信功氏は任期満了により退任いたしました。なお、同総会終結の時をもって監査等委員である取締役和田敏氏は辞任いたしました。

2. 取締役百瀬崇子、綾部収治、玉井亨および柿崎正樹の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役澤田佳伸氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役(監査等委員を除く)および使用人からの情報収集ならびに重要な社内会議での情報共有および内部監査部門等との十分な連携を行うためであります。
4. 当社は、取締役百瀬崇子、綾部収治、玉井亨および柿崎正樹の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役百瀬崇子氏は、弁護士としての専門的な知識および幅広い経験と、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役綾部収治、柿崎正樹の各氏は、金融機関における実務経験があることから、金融面をはじめとした幅広い知識と、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役玉井亨氏は、事業会社取締役として管理部門統括および経理財務等の実務経験があることから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 当社は執行役員制度を採用しており、2023年12月31日現在の執行役員の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
代表取締役社長執行役員	田 中 義 一	上 席 執 行 役 員	青 野 徹
取締役専務執行役員	斎 藤 美 雄	執 行 役 員	長谷川 栄 一
取締役常務執行役員	庄 野 誠 一	執 行 役 員	森 島 和 彦
取締役上席執行役員	坂 野 浩 義	執 行 役 員	下 住 晃 平
取締役上席執行役員	西 川 清 彦	執 行 役 員	藤 田 千代和
取締役上席執行役員	高 野 二三夫	執 行 役 員	小 林 順 蔵
上 席 執 行 役 員	大 原 寿 昭		

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額					支給 人員
		固定報酬	業績連動 報酬等	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労 引当金 繰入額	退職慰労金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	名
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (うち社外取締役)	152,957 (4,800)	110,763 (4,800)	24,000 —	12,228 —	5,524 —	440 —	8 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	30,150 (15,600)	30,150 (15,600)	—	—	—	—	5 (4)
合 計 (うち社外取締役)	183,107 (20,400)	140,913 (20,400)	24,000	12,228	5,524	440	13 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等として、執行役員を兼務する取締役（監査等委員を除く）に対して役員賞与を支給しており、当事業年度に計上した損益計算書における役員賞与引当金繰入額24,000千円を記載しております。
役員賞与の算定の基礎となる業績指標は、当該事業年度の損益計算書における役員賞与引当金繰入額を控除する前の連結営業利益であり、その算定方法は、連結営業利益に対し「役員賞与取扱内規」に基づく一定割合を乗じた額を支給限度額とし、当該事業年度の目標値に対する達成度合いに応じた額を役員賞与総額とするものであります。また、その算定理由は、役員賞与は単年度の業績に基づくと考えているためであります。
なお、当事業年度の業績指標の実績は、連結損益計算書における連結営業利益1,107,588千円に役員賞与引当金繰入額24,000千円を加えた額となります。
3. 譲渡制限付株式報酬制度は、将来の取締役候補者も含めた当社の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。当該報酬の交付状況は、前記2. (1) 株式の状況 に記載したとおりであります。
4. 上記のほか、社外取締役が当社の子会社等から受けた役員としての報酬額は、200千円です。
5. 退職慰労金制度は、2023年3月29日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決議しており、その概要は以下に記載のとおりです。

I 基本方針

取締役の報酬は、中長期的に当社の企業価値の継続的な向上を目指し、業績や株主価値との連動性を高めると同時に、透明性を高める制度とすることを基本方針としております。

取締役の報酬限度額(固定報酬および業績連動報酬の総額)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分し、株主総会で決議された報酬総額を上限として、監査等委員である取締役の個人別報酬等は監査等委員である取締役の協議により、その他の取締役の個人別の報酬等は取締役会決議により決定しております。

監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の報酬は、役位、職責等に応じて職務執行の対価として毎月支給する固定報酬および当該事業年度の業績に連動した業績連動報酬、ならびに譲渡制限付株式の付与による株式報酬で構成しております。

社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、その中立性を確保するため、固定報酬のみとしております。

取締役の報酬額は、決定に係る手続きの客観性・透明性を高めるため、任意の諮問機関として、議長および構成員の過半数を社外取締役で構成する「取締役人事・報酬等諮問委員会」を設置し、諮問委員会による審議・答申を経た上で、取締役会決議により決定しております。

II 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

固定報酬は定額による月額報酬とし、取締役会にて決議された「役員報酬内規」に定める基準に基づき、各取締役の役位、職責、業績、経営情勢および取締役各々の貢献度、ならびに当社が属する業界の企業水準等を総合的に勘案して決定しております。

各取締役の個別報酬につきましては、当社の定める基準に基づき社長が作成し、「取締役人事・報酬等諮問委員会」における審議・答申を経た上で、取締役会決議により決定しております。

なお、2023年3月29日開催の第76期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬の合計について年額250百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議されております。

III 業績連動報酬額の算定方法、個別報酬額等の額の決定に関する方針

業績連動報酬である役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した金銭報酬とし、その総額は当該事業年度の連結営業利益(業績連動報酬控除前)に3%を乗じた金額を上限とし、当該事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて支給する仕組みとしております。なお、支給総額および支給時期については「取締役人事・報酬等諮問委員会」による審議・答申を経た上で、取締役会の決議により決定しております。また、取締役各々に対する個別報酬額については、当社の定める基準に基づき決定しております。

Ⅳ 固定報酬の額と業績連動報酬の額の取締役の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の種類別の報酬割合は、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし「取締役人事・報酬等諮問委員会」における審議・答申を経た上で、取締役会決議により決定しております。

Ⅴ 譲渡制限付株式報酬等の内容に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」)は、将来の取締役候補者も含めた当社の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

本制度は、事前交付型の譲渡制限付株式として、役位に応じて決定される数の当社普通株式が毎年一定の時期に交付され、各取締役の退任時に譲渡制限が解除されるもので、各対象取締役への具体的な支給時期および配分につきましては、取締役会において決定いたします。なお、制度・運用の詳細につきましては、「役員報酬内規」に定めております。

Ⅵ 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、社長がその具体的内容について委任を受けるものとしており、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額および賞与の評価配分としております。また、当該権限が社長によって適切に行使されるよう、「取締役人事・報酬等諮問委員会」に諮問し、審議・答申を経た上で決定することとしております。

③ 取締役の報酬等が上記②に記載の方針に沿うものであると取締役会が判断した理由等

取締役会は、取締役の個人別報酬等の決定にあたり、「取締役人事・報酬等諮問委員会」に諮問し、審議・答申を経た上で適切に決定していることから、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

また、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の額について、取締役会の決議に基づき社長がその具体的内容について委任を受けると定めている理由は、権限と責任の一致の観点において、社長が最終決定権を有することが適切と判断したためであります。なお、当事業年度においては、代表取締役社長執行役員である田中義一が決定権限を有しております。

④ 取締役の報酬額に関する株主総会決議に関する事項

区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議年月日	決議時点の 役員の員数
取締役 (監査等委員を除く)	固定報酬	年額250,000千円以内 (使用人給与を含まない)	2023年3月29日 第76期定時株主総会	取締役 7名
	業績連動報酬			
	譲渡制限付 株式報酬	年額40,000千円以内		
取締役 (監査等委員)	固定報酬	年額 50,000千円以内	2023年3月29日 第76期定時株主総会	取締役 (監査等委員) 4名

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社はすべての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・被保険者が会社の役員としての業務について行った行為に起因して生じた会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況について、「3.会社役員に関する事項 (1)取締役に関する事項」に記載のとおりであります。兼職先との関係に開示すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	主な活動状況
取締役 百瀬 崇子	14回/14回 (100%)	—	弁護士として専門的な知識と幅広い経験等を踏まえ、公正・中立な立場から経営上有用な指摘、発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 綾部 収治	14回/14回 (100%)	16回/16回 (100%)	金融機関および他社の取締役等として培った多様な経験・見識等を踏まえ、公正・中立の立場から経営上有用な指摘、発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 玉井 亨	14回/14回 (100%)	16回/16回 (100%)	他社の取締役等として培った多様な経験・見識等を踏まえ、公正・中立な立場から経営上有用な指摘、発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 柿崎 正樹	10回/10回 (100%)	10回/10回 (100%)	金融機関および他社の取締役等として培った多様な経験・見識等を踏まえ、公正・中立の立場から経営上有用な指摘、発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。

(注) 取締役柿崎正樹氏は、2023年3月29日開催の第76期定時株主総会において選任され就任いたしました。なお、就任後に開催された取締役会は10回、監査等委員会は10回であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称等 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）についての報酬等の額	37,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が公正不偏の態度および独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証すると共に、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を順守しているかどうか等を確認し、監査体制、独立性および専門性が適切であると判断した場合は、会計監査人の選任議案を決定または解任・不再任議案を提出しない決定をするものとし、いずれかが不適切で会計監査の適正性および信頼性に疑義があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任議案を決定するものとします。

監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当する可能性があると認識した場合は確認の上、該当の有無を判断するものとし、監査等委員全員が該当・解任相当と判断した場合は会計監査人を解任します。また、1人以上の監査等委員が該当・解任相当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任議案の決定を検討するものとします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社ならびに当社の子会社（以下「当社グループ」という）の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - I 当社は、社是、信条、企業理念ならびに経営の基本方針を示す「当社の企業倫理と行動基準」を制定し、当社グループの取締役等および使用人に法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを周知徹底する。
 - II 当社は、コンプライアンスを体系的に規定するコンプライアンス基本規定を取締役にて定める。
 - III 代表取締役社長は、コンプライアンス全体の統括責任者を任命し、統括責任者はコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
 - IV 統括責任者は、定期的に当社グループのコンプライアンス体制整備についてレビューし、その結果を常務会、取締役会に報告する。
 - V 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係わる行動計画を策定する。また、その下に当社各部門の代表者および子会社の代表者で構成されるコンプライアンス担当者会議を設置し、行動計画に基づくコンプライアンス教育の実施、コンプライアンス違反の有無の確認、他社事例の研究等、問題点の把握と改善に取り組む。
 - VI 当社グループは、取締役等および使用人が企業倫理・行動基準に違反する行為やその疑いのある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるホットラインを設置する。会社は通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いは行わない。
- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
 - I 取締役は、職務の執行に係わる以下の重要な文書および重要な情報を、社内規定に基づき担当職務に従い適切に保存し管理する。
 - ・株主総会議事録と関連資料
 - ・取締役会議事録と関連資料
 - ・取締役が主催するその他の重要な会議の記録および関連資料
 - ・取締役を決定者とする決定書類および付属書類
 - ・その他取締役の職務執行に関する重要な文書
 - II 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - III 上記に定める文書の保管期限は、法令に別段の定めのない限り、社内規定の定めるところによる。

- ③ 当社グループの損失の危険に関する規定その他の体制
 - I 当社は、リスク管理を体系的に規定するリスク管理基本規定を取締役会にて定める。
 - II 代表取締役社長は、リスク管理全体の統括責任者を任命し、統括責任者はリスク管理体制の構築、維持・整備にあたる。
 - III 統括責任者は、リスク管理委員会を定期的に開催し、当社グループのリスク管理の体制整備についてレビューを行い、その結果を常務会、取締役会に報告する。
 - IV 当社は、リスク管理全体を統括する組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理に係わる行動計画を策定する。また行動計画に基づき、リスクの洗い出し、リスクの評価、重点管理リスクの軽減等に取り組む。
 - V 不測の事態が発生した場合は、経営危機管理規定に従い、代表取締役社長の指揮下に経営危機対策本部を設置し、迅速・適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

- ④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - I 当社は、取締役会を原則毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - II 当社は、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、常務会および執行役員会を定期的に開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項について報告すると共に機動的に意思決定を行う。
 - III 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、当社で中期経営計画および年度事業計画を作成し、当社グループの目標を設定する。また、当社の子会社管理部門より各子会社へ当該計画を周知徹底し、各子会社においては当該計画に基づいて事業計画等を作成する。
 - IV 当社各部門の代表者は、方針管理規定に基づき事業年度の目標達成に向け具体的な実行計画を作成し、実行を推進する。

- ⑤ 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - I 当社が定める「当社の企業倫理と行動基準」は、当社グループ各社共通の業務運営方針を定めたものであり、これを基本にして当社グループ各社が諸規定を定めるものとする。
 - II 当社は、子会社に役員を配置し、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとる。
 - III 当社は、子会社の経営についてはその自主性を尊重する。一方、子会社は、当社に事業内容、財務内容を定期的に報告し、業務上重要事項が発生した場合は都度報告し、重要案件については事前協議を行うこととする。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- I 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - II 当社は、監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要な知見を持った使用人を置くこととする。
- ⑦ 前項2号の使用人に対する取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- I 前項にいう監査等委員会の職務を補助するために行う事務について、監査等委員会は、指示により事務内容について使用人に守秘義務を課することができる。
 - II 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
 - III 監査等委員会が指定する補助すべき期間中における、任命された使用人の人事評価および異動は、監査等委員会の意見を尊重して決定する。
- ⑧ 当社グループの取締役等および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制および監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- I 当社グループの取締役等および使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実を発見次第、使用人は速やかに当社各部門の代表者または子会社の代表者に報告を行い、報告を受けた者および取締役等はコンプライアンス統括責任者に報告するものとする。報告を受けたコンプライアンス統括責任者は、当社の代表取締役社長に報告すると共に、以下に定める事項について、監査等委員会に対して報告を行う。
 - ・会社の業績に大きな影響を与える事項
 - ・会社の信用を大きく低下させる事項
 - ・法令、定款、「当社の企業倫理と行動基準」への違反で重大な事項
 - ・その他上記に準ずる事項
 - II 前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由とした不利益な処遇は、公益通報者保護法に基づき一切行わない。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針
- I 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および常務会等の重要会議に出席することができる。
 - II 監査等委員会は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等および使用人に説明を求めることができる。

- Ⅲ 監査等委員会は「監査等委員会規則」および「監査等委員会監査等基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、内部監査室および会計監査人と連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
 - Ⅳ 監査等委員の職務の執行について生じる費用については、所定の手続きに従って当社が支払うものとする。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- Ⅰ 当社グループの財務報告の作成にあたっては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準および財務報告を規制する法令に準拠した経理規定を定める。
 - Ⅱ 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備状況および運用状況について自ら評価し、内部統制報告書として結果報告を行うと共に、不備事項については適時に改善を実施する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、コンプライアンスへの重要な取り組みとして、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断には毅然とした態度で臨む。またその旨を「当社の企業倫理と行動基準」の中に定め、当社グループの取締役等および使用人への周知を徹底すると共に、顧客や取引先との契約に際しては、反社会的勢力排除に関する条項を取引基本契約書等の中に規定してその排除に努める。さらに当社は、警察等関連機関を通じて不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行い、事案の発生時には、同機関や顧問弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社業務の適正を確保するための体制についての当期運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室および内部統制評価委員会がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスプログラムに基づき、当社グループの取締役等および使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社はホットライン運営要領により相談・通報体制をもうけており、当社グループ各社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上につとめております。

③ リスク管理に対する取り組み

当社は、リスク管理プログラムに基づき、リスク管理委員会を定期的開催し、当社グループにおける重点管理リスクへの対応状況のモニタリング等、リスク管理体制の運用状況の確認を行っております。

④ 内部監査に対する取り組み

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しております。

⑤ 監査等委員会の取り組み

監査等委員は、取締役会および常務会等の重要会議に出席し、取締役および執行役員より業務執行の報告を受け、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握しております。また、稟議書類等業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等および使用人に説明を求めています。監査等委員会は、内部監査室および会計監査人との連携を保ちながら自らの監査の実効性向上および監査成果の達成を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	17,189,422	流 動 負 債	4,997,379
現金及び預金	5,279,567	支払手形及び買掛金	1,753,093
受取手形、売掛金及び契約資産	5,688,896	短期借入金	1,200,000
有価証券	1,000,000	1年内返済予定の長期借入金	16,668
商品及び製品	1,335,719	未払法人税等	192,857
仕掛品	1,395,479	賞与引当金	184,932
未成工事支出金	90,824	役員賞与引当金	28,420
原材料及び貯蔵品	2,257,529	執行役員賞与引当金	5,302
その他	141,582	設備関係支払手形	37,008
貸倒引当金	△177	その他	1,579,098
固 定 資 産	7,466,461	固 定 負 債	1,999,909
有 形 固 定 資 産	4,402,567	長期借入金	11,108
建物及び構築物	2,392,350	役員退職慰労引当金	14,571
機械装置及び運搬具	343,433	退職給付に係る負債	1,650,707
工具、器具及び備品	150,858	資産除去債務	70,707
土地	1,283,396	その他	252,815
建設仮勘定	93,152		
その他	139,376	負 債 合 計	6,997,289
無 形 固 定 資 産	333,278	(純 資 産 の 部)	
その他	333,278	株 主 資 本	16,844,263
投 資 そ の 他 の 資 産	2,730,614	資 本 金	1,723,992
投資有価証券	1,597,425	資 本 剰 余 金	1,759,161
従業員に対する長期貸付金	8,789	利 益 剰 余 金	13,568,001
退職給付に係る資産	770,967	自 己 株 式	△206,891
繰延税金資産	217,781	その他の包括利益累計額	751,520
その他	135,711	その他有価証券評価差額金	650,065
貸倒引当金	△59	為替換算調整勘定	177,790
		退職給付に係る調整累計額	△76,335
		非支配株主持分	62,810
資 産 合 計	24,655,883	純 資 産 合 計	17,658,594
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,655,883

連結損益計算書 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	千円	千円
売 上 原 価		14,901,130
売 上 総 利 益		9,227,843
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,673,286
営 業 利 益		4,565,697
営 業 外 収 益		1,107,588
受 取 利 息 及 び 配 当 金	58,177	
そ の 他 の 収 益	34,071	92,249
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,481	
そ の 他 の 費 用	20,106	30,587
経 常 利 益		1,169,250
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	128,640	
固 定 資 産 売 却 益	11,102	139,742
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,308,992
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	353,548	
法 人 税 等 調 整 額	44,519	398,067
当 期 純 利 益		910,925
非支配株主に帰属する当期純利益		12,344
親会社株主に帰属する当期純利益		898,580

連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年1月1日残高	1,723,992	1,854,080	13,032,453	△258,566	16,351,960
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△355,407		△355,407
親会社株主に帰属する当期純利益			898,580		898,580
自己株式の取得				△71,874	△71,874
自己株式の処分			△915	21,920	21,004
自己株式の消却		△94,919	△6,709	101,628	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△94,919	535,547	51,674	492,302
2023年12月31日残高	1,723,992	1,759,161	13,568,001	△206,891	16,844,263

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2023年1月1日残高	551,937	144,141	△125,922	570,156	131,411	17,053,528
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△355,407
親会社株主に帰属する当期純利益						898,580
自己株式の取得						△71,874
自己株式の処分						21,004
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	98,128	33,648	49,586	181,364	△68,601	112,763
連結会計年度中の変動額合計	98,128	33,648	49,586	181,364	△68,601	605,065
2023年12月31日残高	650,065	177,790	△76,335	751,520	62,810	17,658,594

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	9社
連結子会社の名称	(株)山形共和電業、(株)共和計測、(株)ニューテック (株)甲府共和電業、(株)共和サービスセンター、 タマヤ計測システム(株)、共和電業(上海)貿易有限公司 KYOWA AMERICAS INC.、 KYOWA DENGYO (THAILAND) CO., LTD.

 - (2) 主要な非連結子会社の状況
該当事項はありません。

 - (3) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の非連結子会社および関連会社はありません。

 - (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社9社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

 其他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 市場価格のない株式等

 移動平均法による原価法

棚卸資産

 主として移動平均法による原価法

 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

 定率法

(リース資産を除く)

 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

 定額法

(リース資産を除く)

 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

執行役員賞与引当金

執行役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

重要な収益および費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する各セグメントにおける主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社グループは、ひずみゲージをコア技術とした計測機器の総合メーカーであり、力、変位、加速度、圧力、トルクなどの物理量を計測するセンサ関連機器とこれら物理量を集録・解析するための測定器関連機器を開発・製造・販売しております。また、計測機器の設置、計測データの解析および現地計測業務等のコンサルティング業務、当社製品の点検・修理・再校正等のアフターメンテナンスにより信頼性の高い計測機器を提供しております。

①計測機器セグメント

計測機器セグメントは、「汎用品」、顧客の要望に応じて設計・製作した「特注品」、センサ関連機器と測定器関連機器の組合せである「システム製品」および当社製品のアフターメンテナンスである「保守・修理」で構成されております。

汎用品、特注品および保守・修理につきましては、納入方法により収益を認識する時点が異なります。工場から直接顧客へ納入される取引は、出荷時から当該汎用品等の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。営業担当者が顧客へ納入する取引は、顧客の受領により収益を認識しております。

システム製品につきましては、主に据付・調整を伴う納入となるため、当該作業完了後の引き渡し時点で収益を認識しております。

輸出版売につきましては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において収益を認識しております。

②コンサルティングセグメント

コンサルティング契約につきましては、一定の期間に履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。なお、短期間あるいは少額である取引につきましては、完成時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件に基づき概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

重要なヘッジ会計の方法

- 1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。
- 2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- 3) ヘッジ方針
金利変動による借入債務の金利負担増大の可能性を減殺するために行っております。
- 4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ有効性評価については、明らかに高い有効性が認められるため評価を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記
該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記
該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産

- ・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 5,079,554千円
- ・識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算定し、期末における正味販売価額が取得原価を下回っている場合には、正味販売価額を帳簿価額としております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、一定の滞留期間を超える場合に定期的に帳簿価額を切下げる処理を行っております。滞留期間については、当社製品の販売予測を反映した上で仮定しており、市場環境の悪化等により仮定と異なる結果となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

- ・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 217,781千円
- ・識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得を見積り算定しております。当該見積りは、事業環境などの変化によって当該前提条件を見直すことが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 9,479,937千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	増加株式数 (千株)	減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
発行済株式	普通株式	28,058	—	282	27,775
自己株式	普通株式	719	203	343	578

(注) 1. 発行済株式の減少は、2023年2月15日に実施した自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の増加は、自己株式立会外買付取引(TosTnet-3)による取得203千株および単元未満株式の買取によるものであります。

3. 自己株式の減少は、2023年2月15日に実施した自己株式の消却282千株、譲渡制限付株式報酬制度の対象者への割当て61千株によるものであります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	355,407	13	2022年 12月31日	2023年 3月30日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	448,751	16.50	2023年 12月31日	2024年 3月28日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために使用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容およびリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクにさらされております。有価証券は、短期運用目的の譲渡性預金であり、安全かつ流動性の高いものであります。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。借入金の用途は運転資金および設備等投資資金であり、返済期日は最長で約3年であります。借入金の一部は金利の変動リスクにさらされております。

③金融商品に係るリスク管理体制

1)信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権の信用リスクに対して、社内規定に基づき、外部信用調査機関の信用情報を基に与信枠を設定し与信管理を行っております。

2)市場リスク(市場価格や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券につきましては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

3)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務や借入金の流動性リスクに対して、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券(※ 2)	1,000,000	1,000,000	—
投資有価証券(※ 3)	1,595,225	1,595,225	—
資産計	2,595,225	2,595,225	—
長期借入金(※ 4)	27,776	27,776	—
負債計	27,776	27,776	—
デリバティブ取引(※ 5)	—	—	—

- ※ 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。
- ※ 2. 短期運用目的の譲渡性預金であり短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ※ 3. 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額2,200千円)は、「投資有価証券」には含めておりません。
- ※ 4. 「長期借入金」には、1年内に期限が到来する金額を含めております。また、時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- ※ 5. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産または負債に関する相場価格であり調整されていない時価

レベル2の時価：資産または負債について直接または間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：資産または負債について観察できないインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
譲渡性預金	－	1,000,000	－	1,000,000
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,595,225	－	－	1,595,225
長期借入金	－	27,776	－	27,776

(注)時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

有価証券

当社が保有している譲渡性預金は、市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は無利子借入金であり、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出してあり、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		計
	計測機器	コンサルティング	
汎用品			
測定器関連	1,680,534	—	1,680,534
センサ関連	3,998,006	—	3,998,006
汎用品計	5,678,540	—	5,678,540
特注品	2,705,757	—	2,705,757
システム製品	2,740,461	—	2,740,461
保守・修理	1,051,441	—	1,051,441
その他	1,451,619	—	1,451,619
各種計測業務	—	1,273,312	1,273,312
顧客との契約から生じる収益	13,627,818	1,273,312	14,901,130
外部顧客への売上高	13,627,818	1,273,312	14,901,130

(2)収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5)会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 重要な収益および費用の計上基準」の記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	2,814,902	3,828,808
受取手形	391,116	372,218
電子記録債権	1,072,989	1,346,977
契約資産	140,339	140,891
契約負債	320,359	256,245

契約資産は、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断したコンサルティング契約について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識された収益の対価に対する権利であります。契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は41,754千円であります。また、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

②残高履行義務に配分した取引価格

当社グループでは残高履行義務に配分した総額および収益の認識が見込まれる取引については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	646円97銭
(2) 1株当たり当期純利益	32円91銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	14,382,794	流動負債	4,882,158
現金及び預金	3,337,094	支払手形	191,255
受取手形	330,196	電子記録債権	928,438
電子記録債権	1,336,351	買掛金	871,994
売掛金及び契約資産	3,840,885	短期借入金	1,200,000
有価証券	1,000,000	未払金	60,117
商品及び製成品	1,141,745	未払費用	661,076
仕掛品	827,614	未払法人税等	96,968
工事支出金	75,993	未払消費税	229,941
原材料及び貯蔵品	2,098,571	契約負債	210,228
前払費用	65,094	引当金	198,185
未収金	316,295	賞与引当金	128,895
貸倒引当金	13,140	役員賞与引当金	24,000
	△188	執行役員賞与引当金	5,302
固定資産	6,764,564	設備関係支払手形	37,008
有形固定資産	3,616,801	その他負債	38,746
建物	2,228,638	固定負債	1,681,101
構築物	73,219	退職給付引当金	1,415,930
機械及び装置	329,667	資産除却負債	70,707
工具、器具及び備品	89,668	その他	194,463
土地	684,112		
建設仮勘定	95,344		
その他固定資産	116,149		
無形固定資産	323,575	負債合計	6,563,259
電話加入権	3,154	(純資産の部)	
ソフトウェア	278,978	株主資本	13,934,033
その他無形固定資産	41,442	資本	1,723,992
投資その他の資産	2,824,187	本剰余金	1,759,161
投資有価証券	1,597,425	資本準備金	1,759,161
関係会社出資	272,594	利益剰余金	10,657,771
関係会社長期貸付金	50,000	利益準備金	327,360
従業員に対する長期貸付金	70,000	その他利益剰余金	10,330,411
差入保証金	8,789	買換資産圧縮積立金	39,128
前払年金費用	101,009	別途積立金	9,092,000
破産更生債権等	557,000	繰越利益剰余金	1,199,283
繰延税金資産	167,371	自己株式	△ 206,891
貸倒引当金	△61	評価・換算差額等	650,065
		その他有価証券評価差額金	650,065
資産合計	21,147,358	純資産合計	14,584,099
		負債・純資産合計	21,147,358

損益計算書 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

科 目	金 額
売上高	13,872,966
売上原価	9,777,909
売上総利益	4,095,056
販売費及び一般管理費	3,711,862
営業利益	383,193
営業外収益	
受取利息及び配当金	406,372
その他	185,791
営業外費用	
支払利息	10,481
その他	81,356
経常利益	883,521
特別利益	
投資有価証券売却益	128,640
固定資産売却益	11,102
税引前当期純利益	1,023,263
法人税、住民税及び事業税	161,934
法人税等調整額	18,439
当期純利益	842,890

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2023年1月1日残高	1,723,992	1,759,161	94,919	1,854,080
事業年度中の変動額				
買換資産圧縮積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
自己株式の処分				—
自己株式の消却			△94,919	△94,919
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	—	—	△94,919	△94,919
2023年12月31日残高	1,723,992	1,759,161	—	1,759,161

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		買換資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
2023年1月1日残高	327,360	41,125	8,942,000	867,428	10,177,914
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩		△1,996		1,996	－
別途積立金の積立			150,000	△150,000	－
剰余金の配当				△355,407	△355,407
当期純利益				842,890	842,890
自己株式の取得					－
自己株式の処分				△915	△915
自己株式の消却				△6,709	△6,709
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					－
事業年度中の変動額合計	－	△1,996	150,000	331,854	479,857
2023年12月31日残高	327,360	39,128	9,092,000	1,199,283	10,657,771

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年1月1日残高	△258,566	13,497,421	551,937	551,937	14,049,358
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△355,407			△355,407
当期純利益		842,890			842,890
自己株式の取得	△71,874	△71,874			△71,874
自己株式の処分	21,920	21,004			21,004
自己株式の消却	101,628	－			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		－	98,128	98,128	98,128
事業年度中の変動額合計	51,674	436,612	98,128	98,128	534,740
2023年12月31日残高	△206,891	13,934,033	650,065	650,065	14,584,099

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品・商品・仕掛品・原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く）

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 執行役員賞与引当金

執行役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する各セグメントにおける主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、ひずみゲージをコア技術とした計測機器の総合メーカーであり、力、変位、加速度、圧力、トルクなどの物理量を計測するセンサ関連機器とこれら物理量を集録・解析するための測定器関連機器を開発・製造・販売しております。また、計測機器の設置、計測データの解析および現地計測業務等のコンサルティング業務、当社製品の点検・修理・再校正等のアフターメンテナンスにより信頼性高い計測機器を提供しております。

①計測機器セグメント

計測機器セグメントは、「汎用品」、顧客の要望に応じて設計・製作した「特注品」、センサ関連機器と測定器関連機器の組合せである「システム製品」および当社製品のアフターメンテナンスである「保守・修理」で構成されております。

汎用品、特注品および保守・修理につきましては、納入方法により収益を認識する時点が異なります。工場から直接顧客へ納入される取引は、出荷時から当該汎用品等の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。営業担当者による顧客へ納入される取引は、顧客の受領により収益を認識しております。

システム製品につきましては、主に据付・調整を伴う納入となるため、当該作業完了後の引き渡し時点に収益を認識しております。

輸出販売につきましては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において収益を認識しております。

②コンサルティングセグメント

コンサルティング契約につきましては一定の期間に履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。なお、短期間あるいは少額である取引につきましては、完成時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件に基づき概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

金利変動による借入債務の金利負担増大の可能性を減殺するために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価については明らかに高い有効性が認められるため評価を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産

- ・ 当事業年度の計算書類に計上した金額 4,143,924千円
- ・ 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算定し、期末における正味販売価額が取得原価を下回っている場合には、正味販売価額を帳簿価額としております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、一定の滞留期間を超える場合に定期的に帳簿価額を切下げる処理を行っております。滞留期間については、当社製品の販売予測を反映した上で仮定しており、市場環境の悪化等により仮定と異なる結果となった場合、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

- ・ 当事業年度の計算書類に計上した金額 167,371千円
- ・ 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得を見積り算定しております。当該見積りは、事業環境などの変化によって当該前提条件を見直すことが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記		
(1) 有形固定資産の減価償却累計額		8,560,938千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および債務		
	短期金銭債権	350,113千円
	長期金銭債権	70,000千円
	短期金銭債務	644,300千円
7. 損益計算書に関する注記		
関係会社との取引高		
(1) 営業取引による取引高		
①売上高		670,154千円
②仕入高		5,754,814千円
③販売費及び一般管理費		22,896千円
(2) 営業取引以外の取引高		509,161千円
8. 株主資本等変動計算書に関する注記		
当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数		
普通株式		578,834株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の 主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	14,337千円
賞与引当金	39,467千円
棚卸資産評価減	66,947千円
退職給付引当金	433,557千円
株式報酬費用	4,823千円
投資有価証券評価損	79,825千円
その他	133,381千円
繰延税金資産小計	772,342千円
評価性引当額	△116,145千円
繰延税金資産合計	656,196千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	17,268千円
その他有価証券評価差額金	286,898千円
前払年金費用	170,553千円
その他	14,104千円
繰延税金負債合計	488,825千円
繰延税金資産の純額	167,371千円

10. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 山形共和電業	所有 直接 100%	当社製品の製造	原材料の有償支給(注1)	1,095,262	未収入金	301,469
				製品仕入等(注2)	2,634,230	買掛金	144,105
						未払費用	4,405
			不動産の賃貸(注3)	90,000	—	—	
子会社	株式会社 甲府共和電業	所有 直接 100%	当社製品の製造	原材料の有償支給(注1)	1,265,703	—	—
				製品仕入等(注2)	1,545,653	買掛金	181,459
						未払費用	12,163
			不動産の賃貸(注3)	38,376	—	—	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 原材料の有償支給は、原価を勘案して、価格を決定しております。
 (注2) 製品仕入等は、労務費等の総原価を勘案して、価格を決定しております。
 (注3) 不動産の賃貸は、市場実勢を勘案して、合理的に決定しております。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5)会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 重要な収益および費用の計上基準」の記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 536円24銭
 (2) 1株当たり当期純利益 30円87銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月15日

株式会社 共和電業
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 甘 楽 眞 明
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 大 野 祐 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社共和電業の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社共和電業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容及び連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月15日

株式会社 共和電業
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 甘 楽 眞 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 野 祐 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共和電業の2023年1月1日から2023年12月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月19日

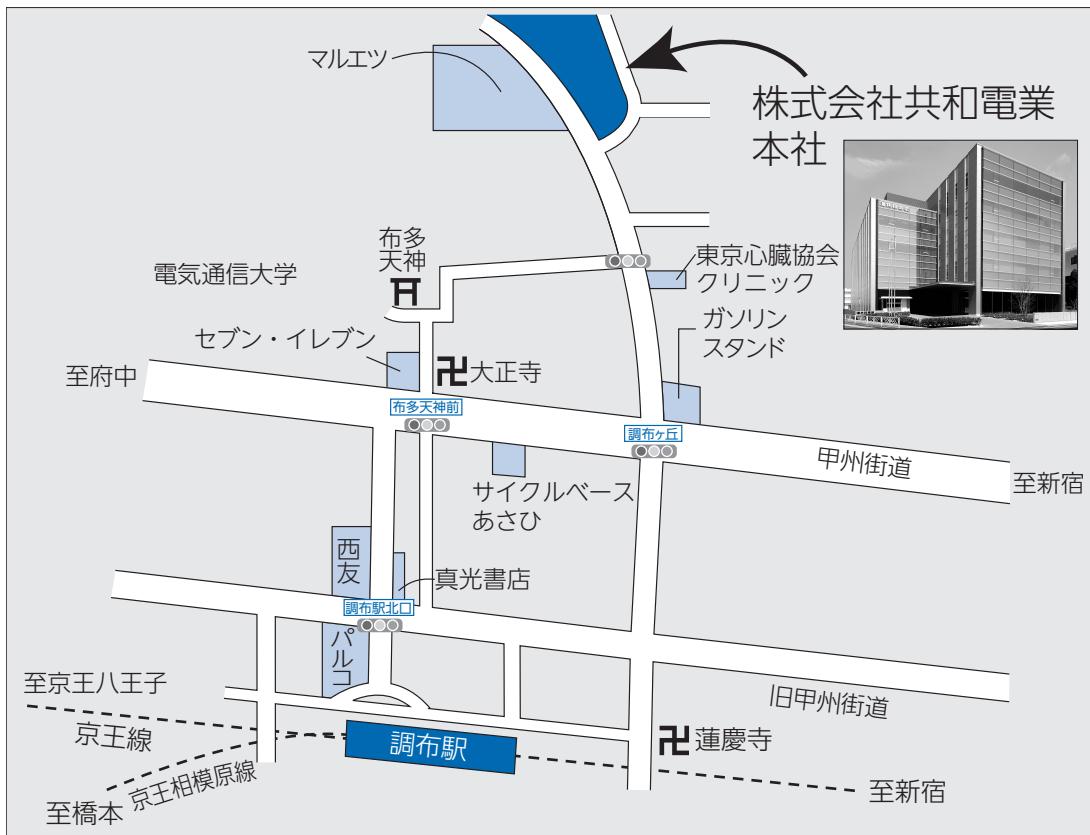
株式会社 共和電業	監査等委員会
監査等委員(常勤) 澤 田 佳 伸	Ⓔ
監査等委員 綾 部 収 治	Ⓔ
監査等委員 玉 井 亨	Ⓔ
監査等委員 柿 崎 正 樹	Ⓔ

(注) 監査等委員綾部収治及び玉井亨及び柿崎正樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

場 所：東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1
株式会社共和電業 本社会議室
電 話 042-488-1111 (大代)
交 通：京王線 調布駅下車 徒歩約15分



なお、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

